

(公社)神奈川労務安全衛生協会小田原支部



労働安全衛生法改正に伴う厚生労働大臣が定める研修(新)

「安全管理者選任時研修」(1日コース)の開催について

労働安全衛生法第11条では、常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに安全管理者を選任する義務があります。その選任要件として平成18年4月1日労働安全衛生法が大幅改正され、その中で安全管理体制強化の一つとして、安全管理者には、産業安全の実務に所定の年数従事した経験を有する者のうち、厚生労働大臣の定める研修を修了することが必要となっています。(則第5条、告示第41号)

当支部では、この資格要件を満たすべく標記研修を以下の通り開催いたしますので、ご参加下さいます様ご案内申し上げます。(50人未満の事業場においても受講可です)

記



1. 日 時 令和8年3月4日(水) 9時20分～19時55分
2. 場 所 小田原市民交流センターUMECO 会議室2 (小田原市栄町1-1-27)
3. 講習科目 安全管理3h、
危険性又は有害性の調査及びその結果に基づき講ずる措置3h、
安全教育1.5h、関係法令1.5h
4. 受講資格 産業安全実務経験：高校卒 理科系4年以上、それ以外6年以上
大学卒 理科系2年以上、それ以外4年以上の者
5. 会 費 **【会員】14,610円(受講料12,850円、テキスト代1,760円)**
【一般】17,610円(受講料15,850円、テキスト代1,760円)
☆ 会員の方は、ネット申込みされますと会費が300円割引になります。
6. 定 員 18名
7. 申込方法 NET申込み **※参照**
8. 申込締切 **2月20日(金)まで**
9. 申込取消 **2月26日(木)まで それ以降は受講料の返金はできませんのでご了承ください**

- ・当研修および修了者台帳に関する目的以外に個人情報を流用することはありません。
- ・修了証発行のため**氏名は戸籍上の漢字、生年月日の正確な入力をお願いいたします。**

* * * * *

【※ NET申込みの方法】

小田原支部ホームページからの **NET申込み**

NET申込み方法については、**次ページフロー** を参照ください。

【NET申込みのメリット】

- ① 会員様は会員価格から、更に「300円割引き」になります。(一部適用外講習あり)
- ② 受講票／適格請求書／申込明細 が申し込み段階で、印刷出力することができます。
- ③ NETメンバー登録が必要ですが、一度登録すれば、以降、事業場基本情報の入力は不要になります。

問合せ／(公社)神奈川労務安全衛生協会小田原支部

TEL:0465-24-1753